

福祉会館の入浴設備の廃止

議案第 6 号 加西市健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

概要 加西市健康福祉会館の入浴設備について、老朽化により設備の維持が困難な状況となっていることから営業を終了すること、また、体力テスト料、トレーニング料の取扱いを見直すため、条例を改正するもの。

- 一般浴室の使用料の廃止
- 体力テスト料の廃止
- トレーニング料の小人（中学生以下）の区分の廃止

質疑

問 入浴設備の老朽化による廃止とのことだが、直近の利用人数の推移について。

答 令和元年度からは 5,300 人程度で推移しており、1 日あたりでは平均 18 人程度の利用にとどまっています。

問 廃止について、市内の入浴施設の利用など対応は検討されたのか。

答 市内の宿泊施設等にも日帰り入浴の受入れについて確認していますが、従来より宿泊される方に限った利用とされる施設やコロナ禍のため日帰り入浴を中止されている施設もあり、難しい状況です。自宅の入浴設備の整備ができていない利用者の方には、地域福祉課などとも連携し、環境整備の対応をしています。

問 入浴廃止後の空きスペースの活用について。

答 入浴を目的とした特殊構造となっていることから、現時点では活用方法は未定です。今後市民の声も聞きながら検討していきます。

討論

なし

議決結果

全会一致で原案可決

2つの「地域核」を『副都市核』に格上げ

議案第 10 号 加西市都市計画マスタープランの策定について

概要 第 6 次加西市総合計画に基づき、若い世代や女性からも支持される魅力ある都市を実現するため、新たな都市の将来像とまちづくり方針を定めた加西市都市計画マスタープランを策定するもの。

質疑

問 副都市核を設置した理由について。

答 従前の都市計画マスタープランでは、北条市街地の「都市核」と、中野・鶉野地区と加西 IC 周辺地区の 2 つを「地域核」としていました。このたびのマスタープランでは、「地域核」を「副都市核」に位置づけを格上げし、地域の範囲について、1 つ目は、中野・鶉野地区から脱炭素モデル地区としている上宮木町、下宮木町、下宮木村町を含めた九会北部地区。2 つ目は、中国自動車道の加西インター周辺地区から産業団地と殿原町を中心とする産業団地周辺地区としています。

合併前の旧町の中心地である 2 つの地域を「副都市核」とすることで、コンパクトな市街地を再編成し、均衡ある発展を可能にします。

問 特別指定区域制度の農業資源活用型の指定範囲について。

答 特別指定区域制度は、大字のような広範囲を指定できないことになっており、鍛冶屋町の事例では

対象物の敷地範囲に限っています。特別指定の相談があれば検討していきますが、今後都市計画区域の線引き廃止を求めていきたいと考えます。

討論

なし

議決結果

全会一致で
原案可決

